

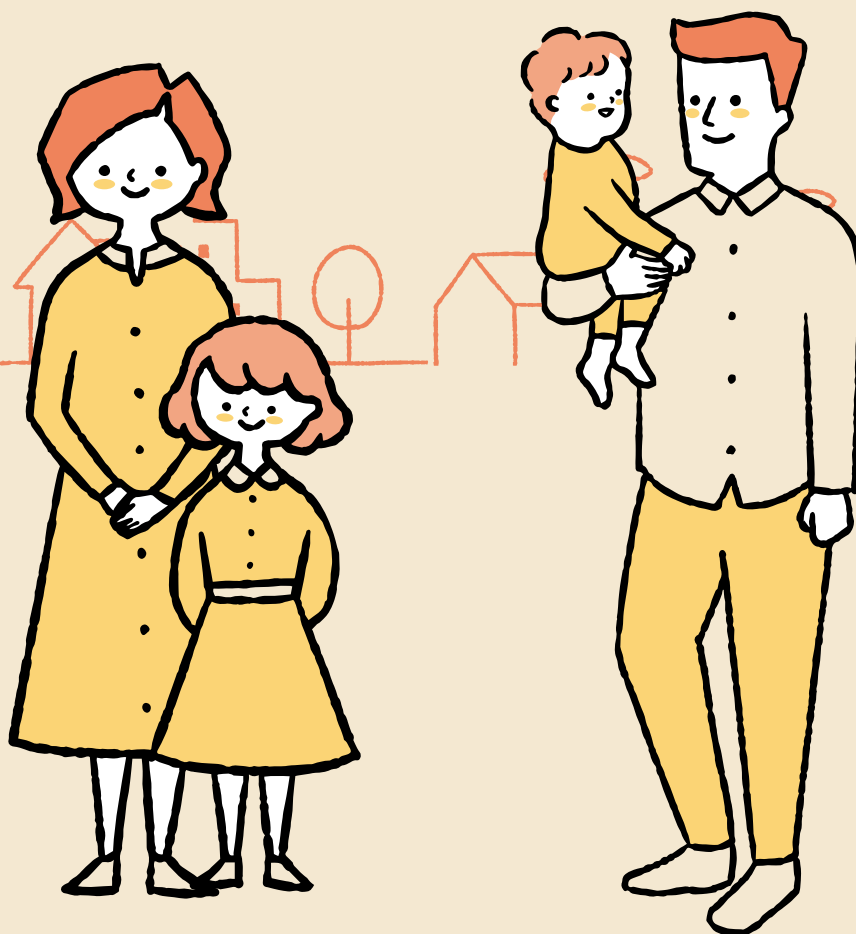
令和4年度版

ひ	と	り	親
家	庭	の	
し	お	り	



豊橋市ひとり親支援情報
LINE を開設しました

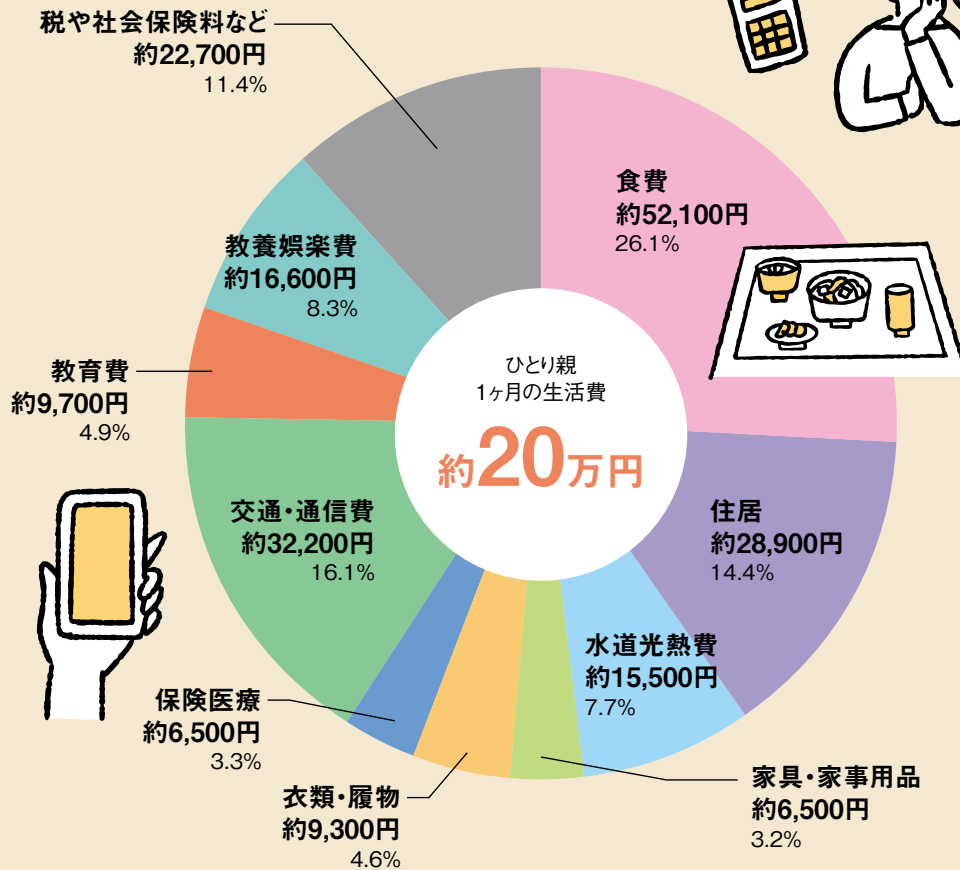
児童扶養手当などの支給日や
ファイナンシャルプランナーによる
お金の話、各種講習会など、
ひとり親家庭への支援情報を
定期的にお届けします。
ぜひ登録してください。



豊橋市子育て支援課

ひとり親の生活費ってどのくらいかかってる？

「2019年全国家計構造調査—統計局」によると、シングルマザーの1ヶ月の生活費は約20万円です。以下は生活費の内訳となります。100円未満を四捨五入で記載しているの、目安として考えてください。



● 毎月の固定費を見直そう

子どもが大きくなってあなたの生活は続きます。

収入の安定や節約で将来のことも考えてみよう。


食費	住居	水道光熱費	家具・家事用品	衣類・履物
円	円	円	円	円
保険医療	交通・通信費	教育費	教養娯楽費	税や社会保険料など
円	円	円	円	円

まずは自分の固定費を記入してみよう

ひとり親家庭への支援

TEL51-2321・2320

ひとり親家庭の方が自立した生活を送ることができるよう、家計・仕事・生活・養育費について支援があります。

ひとり親になる前	ひとり親になってから
<p>養育費を確保する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電話相談、弁護士相談 ●取決め方法などの講習会 ●取決めにかかる費用の助成 	<p>生活をとのえる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの学習支援 ●親子交流会 ●家計管理などの講習会 ●家事援助 など <p>家計をおぎなう</p> <ul style="list-style-type: none"> ●手当の給付や医療費の助成、資金の貸付 <p>仕事を探す・収入をふやす</p> <ul style="list-style-type: none"> ●就業に役立つ資格の習得支援や就業相談

● あなたの今と将来の収入をイメージしよう

子の成長	小学生	中学生	高校生	進学・就職
------	-----	-----	-----	-------

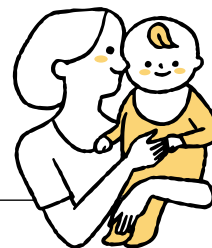
入る予定の金額や収入を入れてみよう。

収入	仕事	円	
	養育費	円 高校卒業まで*	※一般的な年数です。 例えば大学などに進学した場合、 その卒業まで。
	児童手当	円 子が15歳になった年の年度末まで	
	児童扶養手当	円 子が18歳になった年の年度末まで	円
	年金		65歳～
	その他	円	

その他支援	医療費助成 (親と子)	円 子が18歳になった年の年度末まで	
	親族等の支援	円	
	その他	円 例えば親の場合、 現役で働くのは何歳まで？ 70歳以降は介護の可能性も考える。	

子が高校卒業すると手当や助成がなくなっていきます。

CONTENTS



1 ひとり親になる前に知っておこう P. 5

- 養育費の取り決めにかかる費用の助成
- 離婚前後親支援講習会 P. 6
- ひとり親家庭等生活支援講習会

2 お金のはなし P. 7

- 各種手当の支給
- 児童扶養手当・愛知県遺児手当・豊橋市母子父子福祉手当 P. 8
- 所得の制限・現況届・所得状況届 P. 9
- 母子・父子家庭等医療費助成 P.10
- 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付 P.11
- ひとり親家庭住宅支援資金 P.12

3 仕事のはなし P.13

- 母子・父子自立支援員による就労支援
- 母子家庭等就業支援センターの各種事業
- 母子・父子家庭等自立支援給付 P.14

4 学びのはなし P.15

- 学習支援教室
- 高等学校卒業程度認定試験合格支援 P.16
- その他の支援

5 生活のはなし P.17

- 子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）
- ファミリー・サポート・センター
- ひとり親家庭等日常生活支援
- その他の支援 P.18
- 豊橋市母子福祉会のご案内

ひとり親家庭等の方の 自立のために

この冊子では、ひとり親家庭等の方が安心して自立した生活を送るために

知っておきたい様々な支援制度を紹介しています。

これらの制度を有効に活用し、生活の安定・向上にお役立てください。

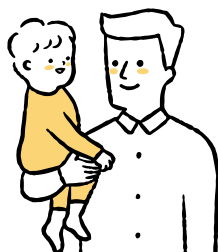
ひとり親家庭等とは…

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の方のことを言います。



母子家庭の 母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない女子（配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等、または婚姻によらないで母となった等）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



父子家庭の 父とは

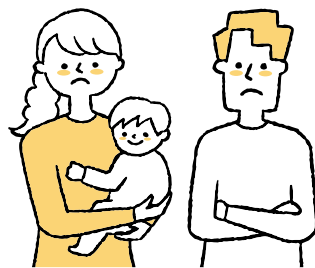
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない男子（母子と同様）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



寡婦とは

配偶者のない女子（母子と同様）であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

ひとり親になる前に 知っておこう



養育費の取り決めにかかる費用の助成

TEL51-2320

ひとり親家庭の子どもの生活の安定と健やかな成長のため、公正証書や調停により養育費の取決めを交わした場合の費用を助成します。

1 対象となる方

市内に居住し、交付申請時において、20歳未満の子どもがいるひとり親で、次のすべてにあてはまる方

- ①養育費の取決めにかかる債務名義を有している
- ②養育費の取決めにかかった費用を負担している
- ③取決めの対象となる子どもを実際に養育している

2 助成の対象となる費用

令和3年4月1日以降に取決めを行い、同日以降に負担した費用が対象です。

- ① 養育費取決めのための公正証書（支払いをしなかったときは強制執行ができるようにされているもの）の作成にかかる手数料
- ②養育費請求調停や夫婦関係調整調停（養育費の取決めを含む場合に限り）の申立てのための収入印紙代
- ③上記①②の手続きに必要な戸籍謄本等の取得費用、郵便切手代※弁護士費用は対象外

※申請には領収書やレシートが必要になります。

3 助成金の額

実際にかかった経費の額（上限27,000円）

4 助成金の申請期日

- 公正証書作成の場合、公正証書作成日から1年以内
- 養育費請求調停の場合、調停成立日または家庭裁判所による審判日から1年以内
- 夫婦関係調整調停の場合、離婚日から1年以内

5 申請に必要なもの

- ①戸籍謄本または抄本（申請者と、申請者が養育している子ども）
- ②助成対象経費の領収証等
- ③養育費の取決めを交わした文書（債務名義化したもの）
- ④申請者名義の金融機関の通帳など、助成金振込先がわかるもの

離婚前後の方を対象とした養育費や面会交流に関するセミナーを実施します

開催日時 (予定)	テーマ (予定)	講師
令和4年11月19日 (土) 午前10時	養育費のための公正証書	行政書士 竹之下 シゲキ

養育費について法律相談を希望の方は、P.14「4.法律相談」を参照して下さい。

《参加費》 無料

《申込》 10月1日受付開始。詳細はLINEでお届けします。

ひとり親家庭等生活支援講習会

Tel51-2320

ひとり親家庭の親子が安心して生活するために役立つ情報を提供します。

《対象》 ひとり親の方、離婚を考えている方。定員 (各回) 20名。

開催日時 (予定)	テーマ (予定)	講師
令和4年8月25日 (木) 午後1時30分	親子で考える奨学金セミナー	ファイナンシャルプランナー 尾関 さゆり
令和4年10月22日 (土) 午前10時	前向きな気持ちになれるセミナー	日本シングルマザー支援協会 江成 道子
令和4年11月26日 (土) 午前10時	キャリアと老後資金のセミナー	しんぐるまざあず・ふぉーらむ 山口 みのり

《参加費》 無料

《申込》 8月1日受付開始。詳細はLINEでお届けします。

未成年の子どもがいるご夫婦が離婚するとき、 親として「親権者」「養育費」「面会交流」の3点について 話し合っておくことが重要です。

後でトラブルにならないように、口約束ではなく書面（できれば「公正証書」）に残しましょう。話し合いができない場合には、家庭裁判所への調停や審判の申立てができます。

親権者

未成年の子がいる夫婦の離婚では、子の親権者を決めなければいけません。

養育費

次のようなことをきちんと取決めましょう。

- ①金額 ②支払い時期 ③支払い期間
④支払い方法 ⑤その他（子の病気や大学進学費用など）

面会交流

次のようなことをきちんと取決めましょう。

- ①頻度と方法 ②場所や受け渡し方法
③父母の連絡方法 ④その他（学校行事への参加など）

取決めは、子どもが複数いる場合には、それぞれの子どもに、できるだけ具体的にします。
※養育費について強制執行を行うには「強制執行を承諾する」という書面による承諾事項が必要となります。

お金のはなし



各種手当の支給

TEL51-2320

ひとり親家庭等の生活の安定や児童の健全育成のため各種手当を支給します。

1 手当の対象者

①から⑨のいずれかに該当する児童を育てている父、母または養育者の方です。

- ①父母が離婚
- ②父または母が死亡
- ③父または母が重度の障害者
- ④父または母が行方不明
- ⑤父または母から1年以上遺棄
- ⑥父または母が1年以上拘禁
- ⑦婚姻によらないで出生
- ⑧父または母が配偶者からの暴力で裁判所から「保護命令」を受けた方
- ⑨父母のいない児童

——— 手当を受けられなくなる時 ———

あなたが…

- 婚姻の届出をしたとき
- 婚姻の届出をしなくても、事実上の婚姻関係（異性との同居や定期的訪問・生活費の援助を受けるなど）となったときや、児童の父（母）親代わりをしてくれる方がいる場合
- 児童を扶養しなくなったとき
- 市外に住所を移した場合（継続して受給する場合は、転出先での手続きが必要です）

子どもが…

- 里子になったときまたは児童福祉施設等（通園施設は除く）へ入所したとき
- 父または母に扶養されなくなったとき
- 児童の父（父子の場合は母）と生計が同一のとき

受給者・児童が公的年金を受けている場合には、児童扶養手当は公的年金額を差し引いた額が支給されます（愛知県遺児手当は受給できません）。

※令和3年3月より障害年金受給者のみ、公的年金額の併給調整の方法が変わり、児童扶養手当が受給できる可能性があります。

ご注意ください！

- 手当を受給してから上記のような事由に該当した場合は、すぐに市役所東館2階子育て支援課までお越しください。詳しく状況を聞き取りさせていただくとともに手続きが必要となります。
- 手当の受給資格がなくなったのに届出をしないまま手当を受けていた場合は、児童扶養手当法等の規定に基づき、その期間の手当金額を返還していただきます。
- 虚偽の申告により手当を受給した場合は、罰則があります。
（参考）児童扶養手当法第35条（罰則）偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

2 手当の申請

申請までの流れ

- ①説明…制度内容、手当を受給する際の留意事項の説明。
- ②面接…ひとり親家庭になった経緯や所得状況、今後の子どもへの養育状況等の聞き取りなどにより受給資格があるか確認し、申請に必要な書類をご案内します。
- ③申請…全ての必要書類が揃ったら子育て支援課で申請。

※各手続きの所要時間は基本的に1時間はかかりますので、時間に余裕をもってお越しください。

※手続きには必ず申請者ご本人がお越しください。代理人での申請はできません。

正確な受給資格の認定と給付額の決定のために、申請者のプライバシーに踏み込んだ質問をすることや、必要に応じ実態調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。（プライバシーについては保護されます。）

3 手当の種類

① 児童扶養手当 … 子どもが18歳に到達する年度の終了まで支給対象

(子どもに障害等がある場合20歳まで延長される場合あり)

手当額

養育児童	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)
1人目	43,070円	43,060～10,160円 【所得額により設定】
2人目	10,170～5,090円を加算	
3人目以降	児童1人につき6,100～3,050円を加算	

手当の支払 (申請した日の属する月の翌月から支給)

支払日	支払月分	支払日	支払月分
11月15日	9, 10	5月15日	3, 4
1月15日	11, 12	7月15日	5, 6
3月15日	1, 2	9月15日	7, 8

※全国消費者物価指数の変動により手当額が変わる場合があります。 ※金融機関休業日の場合は、その前の営業日

【児童扶養手当の一部支給停止について】

「支給開始から5年」と「支給事由（離婚など）発生から7年」とを比較して、いずれか早いほうから手当額が2分の1に減額されます。ただし、就業をしている等の要件に該当する場合には、手続きにより減額が免除されます。

② 愛知県遺児手当…子どもが18歳に到達する年度の終了まで支給対象

手当額

支給開始	児童1人につき
1年目～3年目	4,350円 (月額)
4年目～5年目	2,175円 (月額)
6年目以降	支給はなくなります。

手当の支払 (申請した日の属する月から支給)

支払日	支払月分	支払日	支払月分
11月25日	9, 10	5月25日	3, 4
1月25日	11, 12	7月25日	5, 6
3月25日	1, 2	9月25日	7, 8

※金融機関休業日の場合は、その前の営業日

③ 豊橋市母子父子福祉手当…子どもが18歳に到達する年度の終了まで支給対象

手当額 (申請した日の属する月から支給)

支給開始	児童1人につき
1年目～3年目	2,300円 (月額)
4年目～5年目	1,200円 (月額)
6年目以降	支給はなくなります

手当の支払い日：児童扶養手当と同じ

※就業することが困難な状態である等の要件に該当する場合には、手当の減額・喪失が免除されます。

※いずれの手当も令和3年11月分～令和4年10月分手当は令和2年分、令和4年11月分～令和5年10月分手当は令和3年分の所得で判定・算定します。

詳しくは次ページ参照

4 所得の制限

受給資格者またはその扶養義務者の前年の所得が下表の所得限度額以上ある場合には、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部または一部が支給停止となります。

（ ）内の金額は、給与収入のみの場合の参考収入額です。

扶養親族数 (税法上の扶養人数)	受給資格者の所得限度額 (円)		扶養義務者*の 所得限度額 (円) (この金額以上の場合全部停止)
	全部支給 (この金額未満の場合 全部支給)	一部支給 (この金額以上の場合全部停止)	
0人	490,000 (1,220,000)	1,920,000 (3,114,000)	2,360,000 (3,725,000)
1人	870,000 (1,600,000)	2,300,000 (3,650,000)	2,740,000 (4,200,000)
2人	1,250,000 (2,157,000)	2,680,000 (4,125,000)	3,120,000 (4,675,000)
3人	1,630,000 (2,700,000)	3,060,000 (4,600,000)	3,500,000 (5,150,000)
4人	2,010,000 (3,243,000)	3,440,000 (5,075,000)	3,880,000 (5,625,000)
5人	2,390,000 (3,763,000)	3,820,000 (5,550,000)	4,260,000 (6,100,000)

*扶養義務者とは、同居する父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹のこと

※前年中に児童の父または母から養育費を受けていた場合、その8割を所得に算入します。

※給与所得・年金所得については最大10万円の控除が適用され、その他、一律8万円の控除や障害者、医療控除等があります。

※あなたや子どもを税法上の扶養親族としている方がいる場合等は、同居していなくても扶養義務者として扱われることがあります。

● 一部支給手当額の計算式

令和4年4月～ 手当額＝43,060円－（申請者の所得額－全部支給の所得限度額）×0.0230070

5 現況届・所得状況届

毎年8月1日現在の養育状況や前年の所得状況を審査するため現況届・所得状況届があります。次年度の手当が継続できるかどうか確認するためのものです。したがって、この届の提出がないと11月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



6 その他の手続き

下記のような状態になった場合、すぐに市役所子育て支援課へお問い合わせください。
届出が遅れますと受給した手当を返納していただく場合があります。

- 手当の対象となる子どもが減ったとき
- 手当の対象となる子どもが増えたとき
- 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになったとき、または扶養人数の増減により所得制限額の適用が変更になったときなど【住所が変わったことにより該当となる場合があります。】
- 証書を破損したり紛失したとき
- あなたやご家族が住所を変更したとき
- あなたが支払金融機関の口座を解約したり、支払金融機関を変更したいとき【届出が遅れますと支払も遅れますのでご注意ください。】

母子父子家庭等医療費助成

TEL51-2335

母子・父子家庭等の方が健康で安心して生活をおくれるよう医療費を公費で負担します。

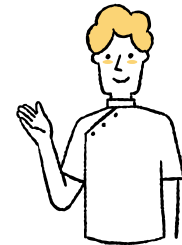
1 対象となる方

一定所得以下*の方で、母（父）子家庭等により、18歳に到達する年度の終了を迎えるまでの児童を扶養している母（父）およびその児童

※児童扶養手当等の所得制限に準じます。ただし扶養義務者の所得審査はありません。

2 助成の内容

保険診療による医療費の自己負担分が無料となります。



3 児童の受給者証について

学齢によって、使用する受給者証が異なります。

	未就学児	小学生～18歳到達年度終了
使用する受給者証	子ども医療費受給者証	母子父子家庭等医療費受給者証

※有効期間にご注意ください

毎年8月に更新手続きに関するご案内を発送しますので、手続きをしてください。

母子・父子家庭及び寡婦の方が自ら自立を図り、家庭生活及び職業生活の安定と向上に努めるために、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸し付けを行います。

1 対象となる方 ①から⑤のいずれかに該当する方です。

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方（母子家庭の母、父子家庭の父）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童
- ③ 父母のいない児童
- ④ かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のいない女子（寡婦）
- ⑤ ④が扶養している20歳以上の児童



2 貸付の申請・審査

- 貸付申請には、原則、連帯保証人が必要です。修学資金・就学支度資金・修業資金については、児童または子が連帯借受人となります。
- 貸付には審査がありますので、必ず貸付を受けることができるとは限りません。
- 必要書類や条件等、貸付金の種類により異なる場合があります。貸付決定までに期間を要するため、貸付申請をお考えの方は、余裕を持って事前にご相談ください。

3 母子・父子・寡婦福祉資金の一覧

貸付資金の種類	貸付金の内容	利息
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、材料、商品等の購入資金	無利子 (連帯保証人のない場合は年1.0%)
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金	
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金	
就職支度資金	就職する場合に必要な被服、身の回り品等の購入資金	
住宅資金	現在住んでいる住宅の増改築、補修するために必要な資金、または自ら居住する住宅を建設・購入するために必要な資金	
転宅資金	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金	
医療介護資金	医療及び介護を受ける際に自己負担分などに充てる資金	
生活資金	技能習得期間中、医療もしくは介護を受けている間、失業期間中、またはひとり親家庭になって7年未満の世帯の生活資金	
結婚資金	扶養する児童または20歳以上の子が結婚するのに必要な資金	
修学資金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学費などに必要な資金	
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専門学校、修業施設への入学及び入所に必要な資金	
修業資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金（修業施設在生）	

※高等学校等に修学中の児童が18歳到達の年度の末日に達したことにより児童扶養手当を受けることができなくなった場合、修学資金や修業資金に手当相当額の加算が受けられます。

詳しくはこちら▶



旅客鉄道株式会社（JR）の通勤定期運賃割引

児童扶養手当を受けている世帯の方は、通勤定期運賃が割引となります。

（通学定期は対象外）

事前に子育て支援課（Tel51-2320）で証明書の発行を受ける必要があります。



就職や転職をする方を応援します

ひとり親家庭住宅支援資金

子育て支援課 Tel51-2320

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方を対象に、

家賃について償還免除付きの無利子貸付をします。

申請を希望する方は、事前相談が必要です。

《対象要件》 次のすべてに該当する方

- ①児童扶養手当の支給を受けていること
- ②母子・父子自立支援プログラムを策定していること
- ③1年以内に就職または転職（所得の増加が見込まれる場合に限る）し、かつ1年以上就労を継続する見込みのある方

※審査がありますので必ず対象になるとは限りません



《貸付額》 月額上限40,000円。貸付期間は12か月まで

※償還免除や制度に関する問合せは、愛知県母子寡婦福祉連合会（Tel052-915-8862）

税の控除について

所得税や住民税で、ひとり親控除や寡婦控除が受けられる場合があります。

詳しくは、申告の際に豊橋税務署または市民税課（Tel51-2200）へお尋ねください。

●税の控除で影響のある一例

制度	問合せ先
保育料	保育課 Tel51-2322
市営住宅使用料	豊橋市営住宅管理センター Tel57-1006
児童手当 母子家庭等日常生活支援事業利用料 母子家庭等高等職業訓練給付金	子育て支援課 Tel51-2320

仕事のはなし



母子・父子自立支援員による就労支援

TEL51-2320

個々の状況を聞きながら、ハローワークとも連携して相談支援を行います。お気軽にご相談ください。

1 就労相談

- 自立支援員が、ひとり親の方ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力有無など、それぞれの方の状況を聴き取りながら、仕事探しを応援します。
- 就労支援プログラムを策定し、個々の状況に応じた支援を行います。

2 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 児童扶養手当受給者の方を対象にハローワークと共同で実施している事業です。
- 自立支援員との面談の上、この事業に参加すると、一定期間、ハローワークの担当者による個別の支援を受けることができます。

母子家庭等就業支援センターの各種事業

TEL51-2320

職業紹介や講習会の開催、情報提供等、一貫した就業支援サービスや養育費相談などの生活支援サービスを行っています。子育て支援課を経由して手続きが必要です。

1 無料職業紹介

就職を希望される方、求人情報の提供・求職紹介を行います。

2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。会場は、名古屋市はじめ愛知県内です。一部、豊橋市の会場もあります。

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| ①講習内容 | パソコン講習・経理事務・介護職員初任者研修等 |
| ②日 程 | 講習内容により、曜日・回数ともに異なります。 |
| ③定 員 | 母子家庭の母と寡婦の方（一部、父子家庭の父も可）で、各20名程度。 |
| ④申込方法 | 各講習の募集期間内に、子育て支援課窓口にて受付。 |
| ⑤受 講 料 | 無料（教材費、交通費は自己負担） |



3 求人情報メール配信サービス

携帯電話・インターネットで、求人情報の検索や配信が受けられるサービスです。

4 法律相談

養育費など、弁護士や司法書士による相談を行います。予約が必要です。

愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL052-915-8862

市を經由して手続きが必要なものもありますので、
まずは、子育て支援課（TEL51-2320・2321）へお問合せください。



母子・父子家庭等自立支援給付

TEL51-2320・2321

母子家庭の母や父子家庭の父が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、給付金を支給します。いずれも**母子・父子自立支援員への事前の面談が必要です。**

1 自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのため、指定された教育訓練講座を受講した方に、給付金を支給します。
講座受講前にご相談ください。

《対象要件》 児童扶養手当の支給を受けており（またはそれと同水準で）、就職（増収）のために、その教育訓練が必要と認められること

《支給額》 対象講座の受講料の6割相当額（下限12,001円で、上限200,000円）
専門実践教育訓練の場合は、修学年数×40万円（最大160万円）

※雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けている場合、自立支援教育訓練給付金は差額分の支給になります

対象となる講座は

厚生労働省の教育訓練給付制度講座検索システムで
ご確認ください。



2 高等職業訓練促進給付金、訓練修了給付金

看護師や介護福祉士など、経済的自立に効果的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給します。**修業開始前**にご相談ください。

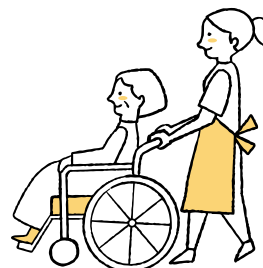
《対象要件》

- 児童扶養手当の支給を受けており（またはそれと同水準で）、既求職者支援制度や雇用保険法24条に定める訓練給付金等の受給がないこと
- 6か月以上のカリキュラムを就業し、対象資格の取得が見込まれること
- 就業または育児と修業との両立が困難であると認められること

《支給期間》 修業期間の全期間（上限4年）

《支給額》 月額100,000円、修了時50,000円（市民税非課税世帯）
月額 70,500円、修了時25,000円（市民税課税世帯）

※最後の12か月は、4万円増額



学びのはなし



学習支援教室

学習教室ステップ TEL51-2320

ひとり親家庭等の子どもの学習を、大学生が中心となって支援します。

- 《対象者》 児童扶養手当等の支給を受けている世帯（または同水準のひとり親家庭等）の小学校4年生～中高生
- 《内容》 教科書やワーク・宿題等を持参し、各自のペースで勉強を進めながら、苦手な教科やわからないところがあれば、大学生に教えてもらえます。
45分集中して勉強、15分休憩。それを3回繰り返します。
大学生のお兄さん・お姉さんたちが、やさしく勉強を教えてくれて、休憩中には、勉強以外の話をしながら楽しく過ごせます。

《会場等》

会場	開催日	定員	時間
カリオンビル	毎週土曜日	45名	午後1時30分から 午後4時30分まで
豊校区市民館	第1・3土曜日	15名	
南部窓口センター	第2・4土曜日	10名	
青少年センター	第2・4日曜日	20名	
視聴覚教育センター	第2・4土曜日	15名	午後1時から 午後4時まで

※小学生はカリオンビルのみ

- 《申込方法》 無料ですが、登録が必要です。子育て支援課で随時受け付けています。
お気軽にお問い合わせください。

学習支援コーディネーター（教員OB）による 無料相談も実施中！

子どもの学習のことや、進路のこと、生活の悩みなど、
何かお悩みがあればお気軽に相談してください。

※事前予約制となっているため、まずはお電話でお問い合わせください。



高等学校卒業程度認定試験合格支援

TEL51-2320

より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、ひとり親家庭の方の学び直しを支援します。

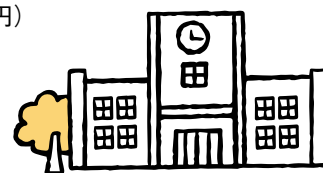
《対象要件》 高校を卒業していないひとり親家庭の親もしくは子が、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を修了した場合および合格した場合に、給付金を支給します。

《支給額》 (1)開始時 受講費用の3割 (上限 75,000円)

(2)修了時 受講費用の1割 (上限 100,000円)

(3)合格時 受講費用の2割 (上限 (1)~(2)と合わせて150,000円)

《申込方法》 講座受講前に母子・父子自立支援員へご相談ください。



その他の支援

●就学援助制度について

教育委員会学校教育課 (TEL51-2825)

経済的な理由により就学にお困りの方に対し、小中学校での給食・学用品費など費用の一部を援助します。(所得制限あり)

●私立高等学校授業料補助制度、私立専修学校高等課程等授業料補助制度について

各学校または教育委員会教育政策課 (TEL51-2805)

私立高等学校等の就学に係る保護者の経済的負担軽減のため、所得に応じて授業料の一部を助成する制度があります。

●奨学金と高等教育の修学支援新制度について

日本学生支援機構 (TEL0570-666-301) または各学校の学生課や奨学金窓口

経済的な理由により大学等への進学にお困りの方に、必要な資金を貸付ける奨学金制度があります。また、高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生は、「授業料・入学金の減免」と「給付型奨学金」による手厚い支援が受けられます。

《修学支援新制度の対象となる学校種》

大学・短期大学・高等専門学校(4~5年)・専門学校

※母子父子寡婦福祉資金の貸付(就学支度資金・修学資金)については、P.11をご覧ください。



生活のはなし



子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）

TEL51-2233

病気や冠婚葬祭などのため一時的に児童の養育ができない場合や、保護者が仕事により平日の夜間または休日に不在となる場合、児童養護施設等で児童を一時的に預かります。

	ショートステイ	トワイライトステイ
利用料	2歳未満 1日5,350円 2歳以上 1日2,750円	夜間（4時間以内）1日 750円 休日（8時間以内）1日1,350円 ※別途給食費が必要
利用期間	7日以内	

利用にあたっては、子育て支援課への事前申込が必要です。

世帯の課税状況によって、利用料の減免を受けられる場合があります。

ファミリー・サポート・センター

TEL56-7500

子育ての援助を受けたい人と援助したい人が、ネットワークを作り、お互いに助け合う会員組織です。会員登録には、センターが実施する講習会への参加が必要です。

《対象児童》 0歳児～小学6年生

《支援内容》 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり、保育園等への送迎など

《利用料の基準》 子ども1人につき1時間あたり600～800円

※ひとり親世帯等の会員には市が利用料の一部を補助します（事前登録必要）

ひとり親家庭等日常生活支援

TEL51-2320

自立のための就業や疾病等により、一時的に日常生活に支障が生じた方へ、生活援助を行う支援員を派遣します。

《内容》 食事のお世話や住居の掃除、身の回りのお世話、医療機関との連携など、日常生活上必要な用務においてシルバー人材センターから支援員を派遣します（月5回まで）。

支援を希望する場合には、事前に、市への登録申請が必要です。

《利用料》 生活援助等 1時間300円（非課税世帯は0円）

その他の支援

●保育園、認定こども園 各園または保育課 (Tel51-2322)

就労や病気等の理由により家庭で保育ができない児童を、保護者にかわって保育します。
入園にあたっては、保育園・認定こども園での手続きが必要です。

●児童クラブ、放課後子ども教室 生涯学習課 (Tel51-2856)

学校から帰宅しても保護者が勤務等により不在となる家庭の小学生が、
放課後を安全かつ安心して過ごすことのできる場所です。
利用料が必要ですが、減免・助成を受けられる場合があります。



●放課後等デイサービス 障害福祉課 (Tel51-2347)

障害のある就学中の児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練や、地域社会との交流促進のための支援を行います。

●フードバンク 子育て支援課 (Tel51-2325)

収入が減少するなど生活に困っているひとり親世帯または18歳以下の子どもが3人以上いる世帯を対象に食品を配布する取り組みです。年数回実施します。

●相談窓口

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

内 容	窓 口	電 話
子育てに関する総合相談	こども未来館「ここにこ」	Tel21-5528
育児の悩み	こども保健課 (ほいっぶ内)	Tel39-9160
子どもの発達	こども発達センター (ほいっぶ内)	Tel39-9200
教育一般・不登校・いじめ	教育会館相談室	Tel33-2115
虐待・子育ての悩み	こども若者総合相談支援センター「ココエール」	Tel51-2327
家庭・子育ての悩み	家庭児童相談室	Tel54-7830
非行・ひきこもり・子の就労	子ども・若者総合相談窓口	Tel51-2855
母子・父子家庭相談	豊橋市母子福祉会	Tel56-7100

豊橋市母子福祉会のご案内

母子福祉会は、母と子のふれあいや、母子家庭の交流を大切に
年会費1,000円で、さまざまな行事や事業を行っています。

ご相談、お問い合わせは…

豊橋市八町通5丁目9番地 八町地域福祉センター5階

豊橋市母子福祉会 Tel56-7100

火・木曜日 午前9時～午後3時



令和4年7月

発行 〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 こども未来部 子育て支援課
電話 ☎0532-51-2320・2321
